

稲門合気道会 夢基金の設定、管理に関する規程

第1条（目的）

本規程は夢基金（以下「本基金」という。）と称し、指導者養成・助成、道場開設など富木合気道発展のために活用する資金を積み立てることを目的とする。

第2条（対象資産）

本基金の対象とする資産は、総会で定める。

第3条（繰入額）

本基金への当初繰入額は「志々田基金」から充当し、その後の繰入額は、第5条の運用益及び第7条の補てん額を勘案し、予算で定め総会の承認を得る。

2 寄付者が本基金への繰入を指定した寄付金は、第1項にかかわらず本基金に繰入れる。

第4条（管理）

本基金に係る資産は、金融機関への預金その他の内から最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第5条（運用益金の処理）

本基金の運用から生じる収益は、基金に組み入れる。

第6条（取崩・使用）

本基金は、第1条の目的に充てるものとし、取り崩し額（使用額）は常任幹事会にて決定し、総会の承認を得る。

第7条（資金の補てん）

本基金を取り崩した際の補てん額ならびに積立額は、予算で定め総会の承認を得る。

第8条（委任）

この規定に定めるもののほか、本基金の管理及び使用に関し必要な事項は、会長が常任幹事会の意見を参酌して決定する。

付則

この規定は、総会の承認を受けた日（平成27年5月16日）から施行する。